

## 議題5

### 政策会議付議事案書（令和7年10月17日）

提案課名 健康づくり課

報告者名 渋谷 ちづる

事案名	若年がん患者在宅療養の支援について	有 資料 無																
目的・必要性	<p>現代の日本では、男性では2人に1人、女性では3人に1人ががんに罹患し、3人に1人ががんで亡くなるといわれています。</p> <p>がんに罹患し、末期を過ごす場所として在宅療養を望んだ場合は、仕事を続けることが難しく、収入も減り、経済的不安を抱えることになります。</p> <p>このような不安に対し、神奈川県では、18歳未満の方を対象に、「小児慢性特定疾病医療費助成制度」による医療費の自己負担の一部を助成しています。また、40歳以上の方は、介護保険制度の対象であるため経済的な不安を軽減することができますが、18歳以上40歳未満の方は、現行制度のはざまで支援の手が届いていません。</p> <p>そのため、生き方の選択肢の一つとして、18歳以上40歳未満の末期がん患者が住み慣れた自宅で最期まで安心して自分らしい生活ができるよう、在宅療養を経済的に支援する助成制度を創設するものです。</p>																	
経過・検討結果	<p>令和4年4月 県政の柱で掲げる「いのち輝く神奈川」を目指すため、県が市町村向に、「若年がん患者在宅療養支援事業費補助」制度を創出・開始</p> <p>県の補助制度を受け、助成金の創出について検討・研究を開始</p> <p>令和7年2月 県都市副市長会令和6年度第3回定例会において県から各市へ補助制度の導入に向けての情報提供</p> <p>3月 県健康医療局長から県内各副市長へのメールによる補助実施に向けた情報提供</p> <p>5月 県都市副市長会令和7年度第1回定例会において県から各市へ補助制度導入に向けて情報提供</p> <p>8月 県内の市町村に実施状況及び予定について状況確認</p>	<p>(県内の実施状況) 13市6町1村が実施、市の実施率68.4%（予定含む）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">制度創設年度</th> <th style="width: 33%;">市町村</th> <th style="width: 33%;">補助額及び補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>鎌倉市</td> <td rowspan="6" style="vertical-align: middle; text-align: center;">           補助額：5万4千円/月            補助率：9/10  <small>※相模原市のみ医師の意見書作成料として別途5,000円を補助</small> </td> </tr> <tr> <td>4年度</td> <td>横浜市・大和市</td> </tr> <tr> <td>5年度</td> <td>川崎市・海老名市</td> </tr> <tr> <td>6年度</td> <td>相模原市・藤沢市</td> </tr> <tr> <td>7年度</td> <td>横須賀市・大磯町・愛川町・葉山町</td> </tr> <tr> <td>8年度 (予定)</td> <td>茅ヶ崎市・厚木市・逗子市・座間市 ・南足柄市・寒川町・二宮町・ 山北町・清川村</td> </tr> </tbody> </table>	制度創設年度	市町村	補助額及び補助率	令和元年度	鎌倉市	補助額：5万4千円/月 補助率：9/10 <small>※相模原市のみ医師の意見書作成料として別途5,000円を補助</small>	4年度	横浜市・大和市	5年度	川崎市・海老名市	6年度	相模原市・藤沢市	7年度	横須賀市・大磯町・愛川町・葉山町	8年度 (予定)	茅ヶ崎市・厚木市・逗子市・座間市 ・南足柄市・寒川町・二宮町・ 山北町・清川村
制度創設年度	市町村	補助額及び補助率																
令和元年度	鎌倉市	補助額：5万4千円/月 補助率：9/10 <small>※相模原市のみ医師の意見書作成料として別途5,000円を補助</small>																
4年度	横浜市・大和市																	
5年度	川崎市・海老名市																	
6年度	相模原市・藤沢市																	
7年度	横須賀市・大磯町・愛川町・葉山町																	
8年度 (予定)	茅ヶ崎市・厚木市・逗子市・座間市 ・南足柄市・寒川町・二宮町・ 山北町・清川村																	

決定等を要する事項	<p>若年がん患者の在宅療養を経済的に支援するため、県の補助制度を活用し、若年がん患者在宅療養支援事業助成制度を創設すること。</p> <p>1 事業開始日 令和8年4月1日</p> <p>2 助成対象者 次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 在宅療養者（※）</li> <li>(2) 在宅療養者と同一の世帯に属する者</li> <li>(3) 在宅療養者と生活を共にする当該在宅療養者の親族</li> <li>(4) 在宅療養者の日常生活を支援する者として市長が認める者</li> </ul> <p>※次の全てに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 秦野市の住民基本台帳に記載されている18歳以上40歳未満の者</li> <li>(イ) がんに罹患した者（医師の医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された者）</li> <li>(ウ) 治癒を目的とした治療を行わず在家で療養する者</li> <li>(エ) 納期の到来している市税を完納している者</li> <li>(オ) 同様の趣旨の助成金等を他に受けていない者</li> </ul> <p>3 対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 在宅で生活するために必要な医療・福祉サービスに係る費用</li> <li>(2) 福祉用具・介護用品の貸与又は購入等に係る費用</li> <li>(3) 助成金申請に必要な医師の意見書作成費用</li> </ul> <p>4 助成金額及び助成率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 助成上限額 54,000円/月</li> <li>(2) 助成率 9/10</li> </ul>
今後の取扱い	<p>令和8年2月 令和8年3月第1回定例月会議に令和8年度当初予算案を上程</p> <p>3月 秦野市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付要綱制定</p> <p>4月 事業開始</p>

## 秦野市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付要綱（案）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、若年がん患者が住み慣れた自宅で安心して自分らしい療養生活を送ることができるよう、在宅療養生活に要する費用の一部を助成することについて、秦野市補助金交付規則（昭和53年秦野市規則第2号。以下「規則」という。）第19条の規定により必要な事項を定める。

### （定義）

第2条 この要綱において「在宅療養者」とは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第4条に規定するサービスの利用時に本市の住民基本台帳に記載されている  
18歳以上40歳未満の者
- (2) がんに罹患した者のうち、医師の医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断された者
- (3) 治癒を目的とした治療を行わず 在宅で療養する者
- (4) 納期の到来している市税を完納している者
- (5) この要綱による事業と同様の趣旨の他の助成等を受けていない者

### （助成対象者）

第3条 本事業の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 在宅療養者
- (2) 在宅療養者と同一の世帯に属する者
- (3) 在宅療養者と生活を共にする当該在宅療養者の親族
- (4) 在宅療養者の日常生活を支援する者として市長が認める者

### （助成対象となる経費及び助成額）

第4条 助成対象となる経費（次条において「対象経費」という。）は、次のいずれかに該当するサービスの利用等に要する経費とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する訪問介護に相当するサービス
- (2) 法第8条第3項に規定する訪問入浴介護に相当するサービス
- (3) 法第8条第12項に規定する福祉用具貸与に相当するサービス
- (4) 法第8条第13項に規定する特定福祉用具販売に相当するサービス
- (5) 前各号のサービスに類するサービスで市長が必要と認めるサービス
- (6) 第7条に規定する医師が作成する意見書の作成料

### （助成額）

第5条 助成額は、一月につき、対象経費に10分の9を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）とし、54,000円を限度とする。

#### (助成対象期間)

第6条 助成の対象となる期間は、次条第1項本文の利用の申請があった日を始期とし、第2条の在宅療養者に該当しなくなった日の前日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、在宅療養者が死亡したとき又は市外に転出したときは、当該事由の発生した日をもって助成対象期間が終了したものとする。

#### (利用の申請)

第7条 本事業の利用を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、秦野市若年がん患者在宅療養支援事業利用申請書(第1号様式)に、秦野市若年がん患者在宅療養支援事業助成金に係る医師の意見書(第2号様式)及び次の各号に掲げる助成対象者の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 第3条第2号の助成対象者 在宅療養者の属する世帯の全員が記載された住民票の写し
- (2) 第3条第3号の助成対象者 在宅療養者の親族であることを証する当該在宅療養者の申立書(第3号様式)
- (3) 第3条第4号の助成対象者 在宅療養者の日常生活を支援する者であること証する当該在宅療養者の申立書(第3号の2様式)

#### (利用の決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、審査結果を決定したときは、秦野市若年がん患者在宅療養支援事業利用申請結果通知書(第4号様式)により申請者に通知する。

2 市長は、前項の決定のために必要と認めるときは、医師に意見を求めることができる。

#### (助成金の請求)

第9条 前条第1項の決定を受けた申請者(以下「助成決定者」という。)は、第4条に規定するサービス等を利用したときは、一月を単位として秦野市若年がん患者在宅療養支援事業費助成金申請書兼交付請求書(第5号様式)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 秦野市若年がん患者在宅療養支援事業助成金請求明細書(第6号様式)
- (2) 要した経費を証する領収書等の写し
- (3) 在宅療養者が利用した助成対象事業の内容が分かる書類(前号の書類により確認できない場合に限る。)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

#### (助成の決定)

第10条 市長は、前条の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、助成決定者に秦野市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付決定

通知書（第7号様式）により通知し、助成金を交付する。

（助成金の返還）

第11条 市長は、助成決定者が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき又は市長が助成金の返還の必要があると認めたときは、助成金の全部又は一部の返還を助成決定者に命じることができる。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。



# 若年がん患者在宅療養支援事業費補助

神奈川県健康医療局

令和7年度当初予算額：318万円

## (1) 目的

- **40歳未満の末期がん患者の方**が、住み慣れた自宅で最後まで安心して自分らしい生活ができるよう、在宅生活に必要な経費の一部を補助し、患者とその家族の**負担を軽減**する。

## (2) 課題等

- **40歳未満の末期がん患者は、40歳以上が対象となる介護保険制度の対象外**であることから、在宅療養に係る費用の支援を受けることができず、**経済的負担**となっている。
- 県は、令和4年度より事業を開始したが、実施市町村は、現在、県事業開始前から実施する市を含めて7市にとどまり、**居住市町村によつては支援を受けられない。**

### 実施市町村

#### 【実施中】

横浜市、川崎市、相模原市、  
鎌倉市、藤沢市、大和市、  
海老名市

#### 【令和7年度検討中】

5市町

## 2 若年がん患者在宅療養支援事業費補助 概要②



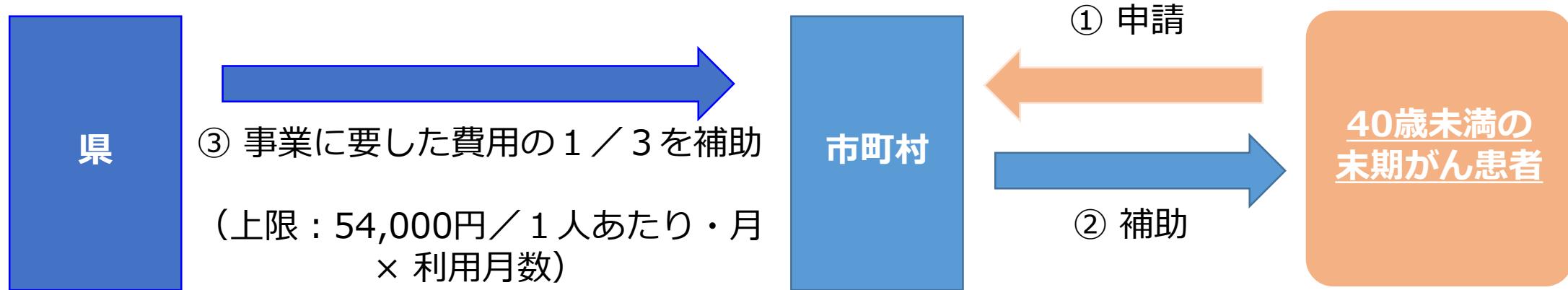
### (1) 事業内容

市町村が、在宅生活に係る経費の一部を助成する事業を実施した場合に、その費用の一部（ $1/3$ ）を補助する。

＜在宅生活に係る経費(例)＞

- 在宅で生活するために必要な医療・福祉サービスに係る費用  
(訪問介護、訪問入浴介護等)
- 福祉用具・介護用品の貸与又は購入等に係る費用

### (2) 事業イメージ



### 3 事業スケジュール



#### ○ 令和7年度スケジュール (例年同様)

※ 年度途中でも交付申請可

令和7年				令和8年	
4月	5月	8月頃	12月頃	3月	4月
交付申請	交付決定	8年度実施 見込調査	7年度所要額 見込調査	変更交付申請 期限	各市町村へ 支払

未実施の市町村におけるては、実施についてぜひご検討いただきたい。

県HPにて実施自治体の情報を掲載しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/nf5/ganntaisaku/shyouniaya.html>

## 4 若年がん患者支援について①



### (1) 県内若年がん患者の状況

	罹患者数	死亡者数
令和2年	1,556人	148人
令和元年	1,618人	152人
平成30年	1,622人	166人

対象数は、各市町村の人口比からすると、決して過分なものではないと思われます。

出典：全国がん登録

### 【参考】 罹患率が高いがん種（全国）

	1位	2位	3位
0～14歳	白血病<38%>	脳腫瘍<16%>	リンパ腫<9%>
15～19歳	白血病<24%>	胚細胞腫瘍・性腺腫瘍<17%>	リンパ腫<13%>
20～29歳	胚細胞腫瘍・性腺腫瘍<16%>	甲状腺がん<12%>	白血病<11%>
30～39歳	女性乳がん<22%>	子宮頸がん<13%>	胚細胞腫瘍・性腺腫瘍<8%>

出典：小児・AYA世代のがん患者データ2009～2011（国立がん研究センター）

### (2) 患者・家族等の声

- ・自宅で、介護費用等の支援を受けながら、家族と一緒に最期まで充実した時間を過ごすことができた。
- ・住んでいる市町村で、受けられる支援に差が生じないようにしてほしい。

### 【参考】国への提案

県では、令和4年度から、国に対して、国が全国一律で支援を行うよう提案。

〈令和7年度国の施策・制度・予算に関する提案〉（令和6年7月）

末期がんの若年がん患者が、住み慣れた生活の場で安心して自分らしい生活を送れるよう、訪問介護サービスや福祉用具の購入等、在宅で生活するために必要な経費に対する支援制度を国として構築すること。

※令和7年度も引き続き提案予定。

問合せ先  
健康医療局 保健医療部  
がん・疾病対策課 がん・循環器対策グループ  
電話：045-210-5015